

2020年2月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

中途付加日・保障内容変更日・更新日が2020年4月1日となる特約につきましては、特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、ベクトルX「ご契約のしおりー約款（更新・保障見直し用）」（2019年10月作成）および保険証券とあわせて保管下さい。

ベクトルX〈更新・保障見直し用〉

- 〈1〉 傷害特約2007の別表1「障害給付金」の備考5.(1)を次のとおりとします。
(387ページ)

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

- 〈2〉 健康体料率特約（特約用）の第11条（年齢または性別の誤りの処理）を次のとおりとします。（810ページ）

第11条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、それに表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主特約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主特約の保険金、生活保障年金または収入保障年金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金、生活保障年金または収入保障年金とともに支払い、不足額がある場合には保険金、生活保障年金または収入保障年金から控除します。

- 〈3〉 保障内容変更特約第14条（保障内容変更後の特別取扱）第①項のうち一部を次のとおりとします。

- 〈i〉 柱書を次のとおりとします。（818ページ）

① 変更後特約の死亡保険金額（死亡の場合の保険金額等をいい、生活保障年金または収入保障年金が支払われる特約が含まれている場合は、次の各号の事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下同じとします。）の合計額が変更前特約の死亡保険金額の合計額を超える場合で、変更後特約について第(1)号から第(3)号までの事由が生じたときには、契約者からの申出により、保障内容変更は行われず変更前特約は消滅しなかったものとして取り扱います。また、変更後特約について第(4)号または第(5)号の事由が生じたときも同様に取り扱います。

- 〈ii〉 第(4)号の次に第(5)号として次の規定を加えます。（818ページ）

(5) 変更後特約のうちいずれかの特約が主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定により取り消されるとき

- 〈4〉 災害疾病障害保障特約2007Aの別表1、災害疾病障害保障特約2007Bの別表1、総合障害生活保障特約2007Aの別表2、総合障害生活保障特約2007Bの別表2、総合障害保障特約2007Aの別表2、総合障害保障特約2007Bの別表2および保険料払込免除特約2007の別表2の「対象となる疾病障害状態」の備考2.(1)を次のとおりとします。
(866ページ)

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>